

M&Aの法的リスクにはこう対応する

基本合意書を破棄した場合のリスク

実務的には、どの程度の合意であれば開示が必要になり、どの程度であれば開示が不要なのかという点は悩ましいところであるが、この点は基本合意書の内容いかんであり、法的拘束力の有無だけで判断されるものではない。え、案件ごとに判断されるべきもので画一的な判断にはそぐわないことから、専門家を交えて検討する必要がある。

前述したとおり、基本合意書には一定の条項を除き法的拘束力を付さないことが多い。この場合、当事者の一方が基本合意書を一方的に破棄したような場合に、相手方当事者とその責任追及をすることについて、紛争になるケースがある。

この点、基本合意書に法的拘束力を付さなくても、契約交渉段階に入った当事者間においては、相手方に損害を被らせないようにする信義則上の義務が生じる場合があり、その義務に違反して相手方に損害を生じさせたときは、いわゆる「契約締結上の過失」に基づく責任として、債務不履行責任を負う可能性がある。たとえば、株式譲渡による企業買

取の基本合意を一方的に撤回して株式譲渡契約の締結を拒否した事例（東京地裁判決平成17年7月20日判例時報1922号140頁）について、株式譲渡契約の成否の鍵である金融機関からの融資の見込みに関して「根拠のある見解を示し、その見込みが何らかの事情により変化したときには、時期を逸することなく、その情報を伝えるなどの配慮をすべ

第5章

各種情報の取扱いを慎重に デューデリジェンス実施段階 での留意ポイント

デューデリジェンスの実施と善管注意義務

デューデリジェンスとは、法律上定義された言葉ではないが、一般的には、企業買収などのM&Aを実施するにあたり、売却対象事業等に内在する問題を調査・検討する手続のことを指す。その対象は、法律、会計、税務、ビジネス、人事、シス

き」であり、そのような「信義則に基づく契約法上の注意義務があった」にもかかわらず、当該注意義務に違反したとして、基本合意を撤回した当事者に対して、損害賠償責任を認めている。

このように、法的拘束力を有しない契約の破棄に関して損害賠償責任を負担することになるのを回避するための方策としては、当事者間にお

テム、環境等、多岐にわたる。

デューデリジェンスの目的は、次の4つに大別することができる。

- ① 取引実行の障害となり得る問題点の発見
- ② 売却対象事業等の価値の評価に影響を与え得る問題点の発見
- ③ 買収後の事業計画などに影響を与え得る、または買収後に改善すべき問題点の発見
- ④ 経営判断に影響を及ぼし得る、

その他の問題点の発見

この点、デューデリジェンスを行うことは、買主の権利であって義務ではなく、また、デューデリジェンスを実施したことによる効果（たとえば、買主の取締役の善管注意義務への影響）は、日本法のもとでは必ずしも明らかではない。しかし、過去の裁判例（たとえば、大阪地裁判決平成11年5月26日判例時報1710号153頁や、東京高裁判